

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 英貴廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
~~第14条の2第1項~~

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和7年4月10日

許可の有効年月日 令和12年4月13日

1. 事業の範囲

(1) 積替え

なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類

(以上15種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年4月14日	新規許可
平成27年6月26日	更新許可
令和2年4月21日	更新許可
令和4年12月12日	変更届出(代表者の変更)
令和7年4月10日	更新許可

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無